

一般廃棄物処理手数料等に係る処理原価(コスト)について

1 処理原価(コスト)の把握

(1)対象となる手数料

- ア ごみ処理手数料…粗大ごみ、特定家庭用機器廃棄物、事業系ごみ等
- イ し尿等処理手数料…し尿、浄化槽汚泥等(家庭系、事業系)

(2)受益者負担の対象となる経費

人件費、施設の管理等に要する経費(運営費、維持管理費、維持補修費等)、施設等の減価償却費(建設費、備品等)及び施設整備等に要した公債に係る利子

(3)処理原価(コスト)の算定方法

一般廃棄物処理手数料等については、収集運搬及び処分に係る処理原価を基に算定します。処理原価の算定方法は、それぞれ次のとおりです。

ア 収集運搬に係る処理原価

受益者負担の対象となる経費のうち収集運搬に係る経費をごみ、し尿等の収集量で除したものです。

イ 処分に係る処理原価

受益者負担の対象となる経費のうち焼却、最終処分等の処分に係る経費をごみ、し尿等の処分量で除したものです。

(4)処理原価(コスト)の算定結果

ア ごみ処理原価

区分	収集運搬に係る経費	処分に係る経費	経費合計
粗大ごみ、事業系ごみ等 (10kg当たり)	164円	271円	435円

区分	戸別収集の場合	直接搬入の場合
特定家庭用機器廃棄物 運搬・保管(1個当たり)	6,077円	5,651円

※家電リサイクル法に基づき、製造メーカーによってリサイクルされます。

区分	解体経費
スプリング付きベッドマットレス解体(1枚当たり)	4,544円

※破碎・焼却の前工程に解体が必要となっています。

区 分	経費
動物の死体処理(1体当たり)	5,830円

※専用焼却設備を用いて処理しています。

イ し尿等処理原価

区 分	収集運搬に係る経費	処分に係る経費	経費合計
し尿、浄化槽汚泥等 (36ℓ当たり)	1,138円	364円	1,502円

2 一般廃棄物処理手数料等と処理原価(コスト)について

一般廃棄物処理手数料等を改定する場合は、急激な値上げによる市民生活への影響に配慮した激変緩和措置を適用し、現行料金の1.3倍以内の料金とします。(令和9年1月改定予定)

(1)ごみ処理手数料(11件)

区 分	現行料金	処理原価	改定案	改定率	備考
粗大ごみ					
収集運搬+処分(単位:円/個)	400	435	430	108%	10kg区分
	800		860		20kg区分
	1,600		1,720		40kg区分
	2,400		2,580		60kg区分
処分(単位:円/10kg)	240	271	270	113%	
スプリング付きベッドマットレス(単位:円/枚)					
収集運搬+処分	3,600	5,404	4,600	128%	
処分(粗大ごみ手数料に加算)	2,900	4,544	3,700	128%	
特定家庭用機器(家電リサイクル法)対象品目(単位:円/個)					
収集運搬	3,200	6,077	4,100	128%	
搬入	2,000	5,651	2,600	130%	
家庭系ごみ(単位:円/10kg)					
収集運搬+処分	400	435	430	108%	
処分	240	271	270	113%	
事業系ごみ(単位:円/10kg)					
処分	250	271	270	108%	
産業廃棄物(単位:円/10kg)					
処分	250	271	270	108%	
動物の死体(単位:円/体)					
処分	4,300	5,830	5,500	128%	

(2)し尿・浄化槽汚泥等処理手数料(5件)

ア し尿(収集運搬)

区分	現行料金	処理原価	改定案	改定率
家庭系し尿				
1人につき月額	360	1,138	460	128%
36ℓにつき	360	1,138	460	128%
事業系し尿				
36ℓにつき	410	1,138	530	129%

イ 浄化槽汚泥等(収集運搬)

区分	現行料金	処理原価	改定案	改定率
家庭系浄化槽汚泥等				
36ℓにつき	280	1,138	360	129%
事業系浄化槽汚泥等				
36ℓにつき	370	1,138	480	130%

注:し尿・浄化槽等処理手数料の処理原価については収集運搬に係る経費を対象としています。